



# 科学的検証に馴染む広告表示の品質誤認表示該当性

高橋, 和志

---

(Degree)

博士 (法学)

(Date of Degree)

2025-03-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第9110号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100496391>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



学位請求論文審査報告要旨

博士學位論文

内容の要旨および審査結果の要旨

氏名	<small>たかはし かずゆき</small> 高橋 和志
学位の種類	博士(法学)
学位授与の要件	神戸大学学位規程第5条第1項該当
学位論文の題目	科学的検証に馴染む広告表示の品質誤認表示該当性
審査委員	主査 教授 前田 健 教授 島並 良 教授 柴田 潤子

## 論文内容の要旨

1. 本論文は、科学的検証に馴染む広告表示（以下「科学的表示」という）を対象に、品質誤認表示該当性をどのように判断すべきかを検討するものである。品質誤認表示に関しては一定の裁判例・学説の蓄積があるものの、特定の種類・類型の表示の特徴に着目した総合的な検討は十分になされてこなかった。本論文は、科学的表示とは、①商品等の効果・性能を示す広告表示であること、②広告表示に接した消費者は、当該商品等が実際に広告表示通り効果・性能を有することを期待すること、③商品等の使用を通じても広告表示に記載された効果・性能を認識・実感することが容易ではないこと、④実験等の科学的検証により、当該効果・性能の有無を調査・測定できることという要件をすべて満たすものと定義したうえで、科学的表示の特徴が品質誤認表示該当性にどのように影響を与えるかを検討するものである。本論文は、以下の5章からなる。
2. 第1章では、論文の目的を明らかにし、検討の前提及び構成を整理している。
3. 第2章では、科学的表示の定義及び具体例を確認した上で、科学的表示には、①事後的検証の可能性、②検証方法の多様性、③実験方法の営業秘密性及び④科学的表示の権威性という特徴があると指摘する。また、科学的表示に関する法律として、景品表示法、独占禁止法を概観し、不正競争防止法2条1項20号の制度趣旨を検討したうえで、本論文による検討が同号に基づく民事訴訟の活性化に繋がる可能性があることを示す。
4. 第3章では、科学的表示を行う事業者はその根拠となる資料（実験結果）を予め保持すべきとも考えられるところ、これを保持しない、または、証拠として提出しない場合には、直ちに品質誤認表示該当性を認めるという解釈の是非を検討する。そして、その検討の結果として、
  - (1) 科学的表示は、明示又は黙示に、表示をした事業者が当該表示の根拠となる実験結果を保持していることを認識させる側面があるものの、実験結果の保持の事実が商品等の優良性を示唆するものではなく、科学的表示の信用性を補強するものにとどまることから、実験結果の不保持それ自体が「品質」を誤認させるような表示とはならないこと。
  - (2) 景品表示法上の不実証広告規制と品質誤認表示は全く異なる制度であるから、不正競争防止法に基づく民事訴訟において不実証広告規制の制度自体を援用ないし参照することにより解決を図るのは適切でないことを示す。
5. 第4章では、「誤認させるような表示」に該当するか否かは、需要者が表示をどのような意味のものと受け取るかの認定（表示の意味の認定）、表示された商品等の効果・性

能が実際にはいかなるものかの認定し（実際の品質の認定）、これらが同一のものか否かの検討（同一性判断）という過程により判断すべきことを論じたうえで、科学的表示については、各過程は以下のように判断されるべきと論じる。

- (1) 表示の意味の認定に関しては、科学的表示の権威性により、消費者はたとえその内容を正しく理解することができなかつたとしても、当該表示内容に一定の信頼を抱くことに着目し、本来的な効果・性能のみを表示するものか、機序・背景知識をも表示するものかという観点から、科学的表示を「効果性能表示」と「メカニズム表示」に分類する。そして、メカニズム表示のうち、専門的・複雑な機序・内容を示す「専門的メカニズム表示」については、消費者が当該表示からどのような認識をするかにかかわらず、「客観的に表示されたとおりの機序・背景知識等を備えた商品等である」との意味を認定するべきである。
  - (2) 実際の品質の認定方法に関しては、実際の品質の認定は当事者が提出した合理的な実験結果に基づきなされるものであり、当該合理性は基本的には科学的観点から検討がなされるものであるが、当事者の主張や訴訟前の行動等も考慮され得る。
  - (3) 同一性判断に関しては、前提として、科学的表示は、表示とその根拠となる資料（実験結果）との間に科学的評価及び規範的评价という二重の評価が介在するという構造となっていることを認識すべきである。そして、抽象的表現による科学的表示については、上記評価による「幅」が大きいことに加えて、消費者に与える影響が小さく、事業者による評価を尊重するべきであることから、品質誤認表示該当性は認められにくい。一方で、表示をした事業者が実験結果を保持していない場合と、表示の内容が信憑性を欠く場合には、抽象的な表現であっても厳格に同一性判断を行うべきである。
  - (4) なお、これらに関連して、科学的表示の事案においては具体的態様の明示義務（不正競争防止法 6 条）は問題とならない。
6. 最後に、第 5 章では、本稿が到達した結論をまとめるとともに、残された課題として、損害論や差止めの対象等の判断に際して科学的表示の特徴が影響を与える可能性や本論文の議論の射程が科学的表示以外の表示にどこまで及ぶかなどを提示している。

## 論文審査の結果の要旨

- 1 本論文は、科学的検証に馴染む広告表示を「科学的表示」と定義し、その不正競争防止法 2 条 1 項 20 号の品質誤認表示該当性の判断を研究した、本邦で初の論文である。

「科学的表示」を特に検討の対象とし、その表示の規制の在り方を検討する論文は初めてのものといってよく、独自の着眼点を示したことは本論文の大きな貢献の一つである。また、科学的表示について詳細に分析し、①表示の意味の認定、②表示の品質の認定、③同一性の判断の 3 段階に分けて分析をなしたことも本論文の意義として指摘できる。不競法の品質誤認表示一般について、従来も少なくとも暗黙のうちにはこのような分析枠組みが設定されていたといえるが、明確に言語化し科学的表示の分析に応用して見せたのは本論文の学術的な貢献であると評価できる。筆者の言う「科学的表示」は消費者の目にする品質表示の中で質的にも量的にも一定の重要性を有しているものと考えられ、消費者への訴求力も高いものと捉えられるから、その規制の在り方を検討することには実務上の重要性が認められる。また、本論文が示した分析は、その射程が科学的表示には限られないものと考えられ、本論文を基礎に今後の品質誤認表示に関する研究がさらに進展することも期待される。

- 2 本論文の特色として以下の点を挙げられる。

第 1 に、上記でも指摘した通り、本論文は「科学的表示」に着目し、その表示規制の在り方に不正競争防止法の品質誤認表示の観点から取り組んだ点に意義がある。科学的表示は、紛争類型の中で一定の比重を占めており実務的に重要であることはもちろんのこと、その根拠となる証拠の保持／不保持の取り扱いといった論点が多数存在し、さらに景表法上の規制との関係も問題となるため、実務的にも理論的にも議論する価値の高い。このような重要性にもかかわらず、この切り口に基づく先行研究はほとんどなく、本論文はこのテーマに取り組んだことそれ自体においてすでに価値があるものといえる。

第 2 に、本論文は検討対象たる「科学的表示」に対して明確に定義を与えたうえで、その特質に即した検討を行い、結論を導いている。このように検討の前提が明らかにされ、筆者により導かれる結論の前提が明らかにされているからこそ、本論文の射程について批判可能性のある客観的な検証が可能となり、科学的表示とは異なる類型への議論の拡張の是非を議論することができるのである。本論文は、学術論文が行うべき緻密かつ慎重な論理の展開を実施している。

第 3 に、本論文は、科学的表示を、消費者に生じさせる認識の観点からさらに分類したうえで分析を行っており、表示により生じる消費者の認識及びそれと実際の品質のずれこそが品質誤認表示の問題の本質であることを指摘し、そのずれを評価するにあ

たつては、事実の評価と規範的評価の両面が問題になることを的確に指摘している。品質誤認表示規制が当事者の行動をコントロールすることを目的とする仕組みであることに鑑みれば規範的な評価が入るのは当然だと思われるが、当事者が実験結果を証拠として提出することができているかを考慮要素として規範的な評価を試みることは、当事者になるべく客観的な証拠を保有したうえで表示をすべきインセンティブを与えることとなり、規制の目的に資することになるように思われる。

3 しかしながら、本論文にもなお検討すべき課題が残されている。

本論文は、不競法 2 条 1 項 20 号の趣旨を競争事業者の利益保護と捉えている。すなわち、消費者保護をその趣旨から除外して考えることで他の規制と区別し、本論文の議論の正当化を試みている。このような整理は一定の成功を収めているもののそのような整理が妥当かはなお議論の余地のあるところである。また、本論文は、品質誤認表示該当性の判断において規範的な評価を強調し、その指摘自体は至当であるものの、規範的評価の背後にあるべき価値判断あるいは制度目的は必ずしも明確に示されているものとは言いがたい。

とはいえ、これらの点があっても本論文の学術的価値が損なわれるわけではない。本論文は、前提を明示したうえで議論を構築しており、著者自身を含めた後続の研究者が再検証可能な形に整理されている。今後、より充実した研究による検証が行われれば十分であり、本論文が提示した成果の意義を覆すものではない。

以上の理由により、審査委員は、本論文の著者である高橋和志氏が博士(法学)の学位を授与されるのに十分な資格を有するものと判定する。

令和 7 年 2 月 20 日

審査委員 主査 教授 前田 健  
教授 島並 良  
教授 柴田潤子